

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

静岡県選挙管理委員会



最高裁判所判事
わたなべ えりこ
昭和三十三年二月二十七日生

渡邊恵理子

略歴
福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当選)を卒業。
昭和五八年 三月 東北大学法学部卒業
六一年 四月 司法修習生
六二年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
平成 六年 六月 ワシントン州立大学ロースクール修了(L.L.M.)
同年 九月 海外法律事務所勤務
七年 一〇月 弁護士登録取消
同年 一月 公正取引委員会事務総局勤務
〇一年 九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
〇六年 四月 慶應義塾大学法学部教授
一九年 四月 内閣府官民競争入札等監理委員会委員
二四年 三月 日本放送協会経営委員・監査委員
令和 元年 一月 司法試験考査委員(経済法)
二年 九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事
三年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁判の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとつひとつの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのよき期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事としてひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠つて立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えています。

これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性が否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるような職責を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判をはじめとして女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることもとても重要であると考えています。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎をささげることがその一石となるよう励んでいきたいと思っています。



最高裁判所判事
やまなみ りょうすけ
昭和三十三年四月十九日生

安浪亮介

略歴
奈良県大和郡山田市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五八年 四月 判事補任官
東京地裁、広島地裁、最高執行政局、同広報課兼秘書課、神戸地裁で勤務
平成 五年 四月 判事任官
神戸地裁判事、東京地裁判事、最高執行政局課長、同人事局課長、東京地裁判事(部総括)、東京高裁事務局局長を務める。
二三年 一月 最高裁人事局長
二六年 九月 静岡地裁判事
二八年 二月 東京高裁判事(部総括)
三〇年 一月 東京地裁所長
同年 二月 大阪高裁判事
令和 三年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁判の判断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の「一つ一つの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合って判断すること」と考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思います。

変化が激しく、価値観の多様化が著しい現代社会においては、判断の難しさが飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代において、我が国の社会のこれまでの歩みを正確に認識し、将来の在り方をしつかり見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的な広がりや空間的な広がりを座標軸にして考えることを絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるように心掛けていきたいと思っています。

これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件についても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと思ってきました。最高裁判事に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判はあまりありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やその当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担当する員として、さらに大きな視点に立って物事を考えるように努めたいと思っています。

好きな言葉として「熟議」という言葉があります。この言葉の意味するところ、最高裁において、たくさんの方の知恵を出し合って評議を尽くしてまいりたいと思います。



最高裁判所判事
なが みね やす まさ
昭和二十九年四月一六日生

長嶺安政

略歴
東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校卒業。
昭和五二年 三月 東京大学教養学部教養学科(国際関係論分科)卒業
同年 四月 外務省入省
五年 七月 英国オックスフォード大学社会科学部特別ディプロマ取得
同年 八月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国大使館にて勤務
四年 三月 内閣法制局参事官
七年 一月 外務省欧亜局西欧第二課長以降、同条約局法規課長、在インド大使館参事官、後に同公使、在英大使館公使として勤務
四年 九月 外務省北米局参事官以降、国際法局審議官、総合外交政策局審議官として勤務
在サンフランシスコ参事官
九年 八月 外務省国際法局長
二一年 八月 駐オランダ特命全權大使
二四年 九月 駐オランダ特命全權大使
二五年 七月 外務省参事官
一八年 七月 駐英特命全權大使
令和 元年 一〇月 駐英特命全權大使
三年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和三年六月三日 大法廷決定
民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の名に關する規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に關する法制度の合理性に關する事情の変化いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすること。その性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。
二 令和三年九月七日 第三小法廷判決
被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあると、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

「心構え」としての心構え
一つ一つの事件に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りがないよう努め、もって、適切な判断に至ることができるよう補助したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組みと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバル化などが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思っています。

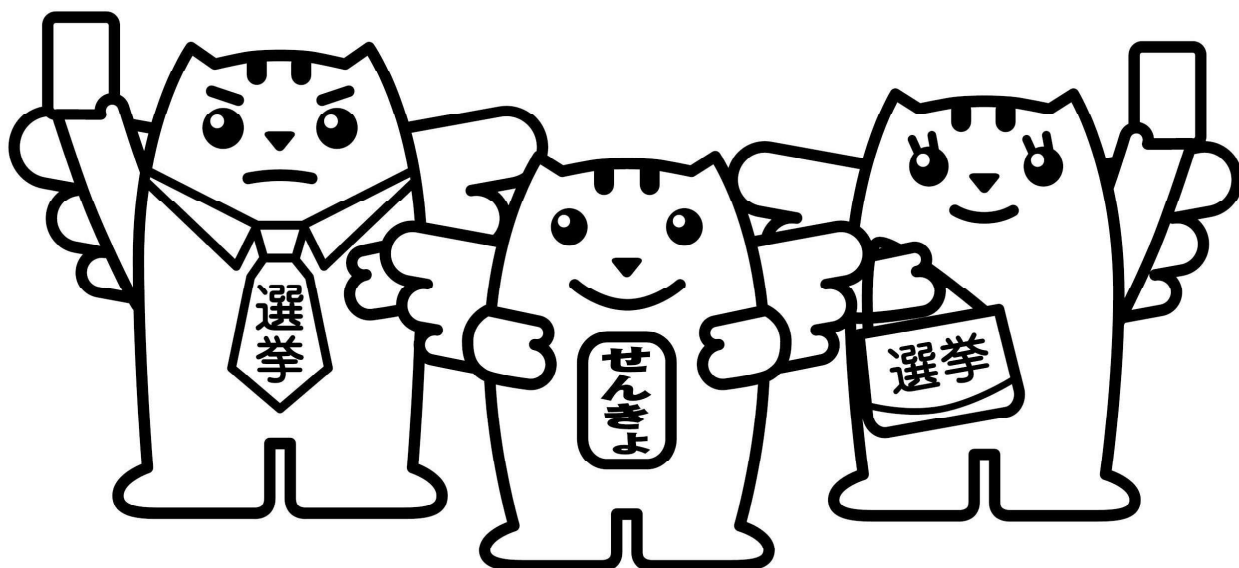
《国民審査投票用紙の記載方法》

◎「やめさせた方がよい」と思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。

◎「やめさせなくてよい」と思う裁判官については、何も書かないでください。

最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査は、
裁判官が職務に適切な人物かどうか、
国民が意思表示をする制度です。



投票日は 10.31 SUN

[投票時間] 午前7時から午後8時まで (一部地域を除く)

期日前投票 10月30日(土)まで 投票時間は原則として午前8時30分から午後8時まで

投票の詳細についてはお住まいの市区町の選挙管理委員会にご確認ください。

有権者の皆様へ

今回の国民審査に、皆様の大切な一票を投じていただくようお願いします。投票所では、事務従事者のマスク着用、手洗い・うがいの実施、投票用紙の記入に使用する鉛筆の消毒等、新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。期日前投票は、新型コロナウイルス感染防止を理由としても行うことができますので、積極的に利用してください。

感染症対策へのご協力をお願い

- マスクの着用や咳エチケット等に協力をお願いします。
- 投票所に備え付けの消毒液による手指消毒に協力をお願いします。
- 投票用紙への記入にあたっては、「持参された鉛筆」の使用も可能です。
- 帰宅後も、手洗い・うがい等の感染症対策をお願いします。

特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルスに感染され自宅や宿泊施設で療養されている方、海外から帰国され一定期間の隔離や停留の対象となった方は、療養等されている場所で郵便により投票ができますので、お住まいの選挙管理委員会にお尋ねください。